

重要事項説明書 尼崎医療生活協同組合 東尼崎診療所

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

(2022年11月1日現在)

この「重要事項説明書」は「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」に基づき、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。契約書を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからない事、わかりにくい事があれば遠慮なく質問をしてください。

1. サービスを提供する事業者について

事業者名称	生協法人 尼崎医療生活協同組合
代表者氏名	理事長 大澤 芳清
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒660-0033 尼崎市南武庫之荘11丁目12-1 尼崎医療生活協同組合 (電話 06-6436-9500 FAX06-6436-9511)
法人設立年月日	1969年9月13日

2. 利用者に他指定のサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の名称等

事業所名称	尼崎医療生活協同組合 東尼崎診療所
介護保険指定 事業所番号	2813023658
事業所所在地	尼崎市杭瀬北新町 1-12-8
連絡先 相談担当者名	電話:06-6488-2518 FAX:06-6488-5107 相談担当者:鍛治 亮祐
事業所の通常の 事業の実施地域	尼崎市東部、大阪市西部
利用定員	25名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態)と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
運営の方針	通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（日曜日、祝日、12月30日～1月3日は休業）
営業時間	月曜日～金曜日：8時30分～17時 土曜日：8時30分～13時

(4)サービス提供時間

サービス提供日	月曜日～土曜日（日曜日、祝日、12月30日～1月3日は休業）
サービス提供時間	月曜日～金曜日：9時30分～15時45分 土曜日：9時30分～12時45分

(5)事業所の職員体制

管理者	中島 八束（医師）
-----	-----------

職種	人員数	職種	人員数
医師	1人	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2人
看護職員	1人	介護職員	3人

* 上記は、法令に準じた人数を記していますので、実際の職員数とは異なります。

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
通所リハビリテーション 計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況などのアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所リハビリテーション計画を作成します。
利用者居宅への送迎		事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の 世話	入浴の提供 及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗 介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
リハビリ テーション	日常生活動作を通じた 訓練	利用者の能力に応じて、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた 訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。

	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）又は看護師若しくは准看護師が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 通所リハビリテーション従業者の禁止行為

通所リハビリテーション従業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、医師が行う場合を除くほか、看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料について

- 利用料金につきましては、契約書の通所リハビリテーション利用料一覧をご確認ください。

利用料金は、介護報酬について厚生労働大臣が告示した額とします。厚生労働大臣の告示が改定告示される場合がございます。利用月に該当する告示上の額とします。報酬の加算届け出等により、報酬額が変更される場合がございます。大臣告示の内容に従って加算届けが受理された場合、受理内容により利用料金に変更になる場合がございます。

ご負担分の利用料金については、料金の改定のつど、ご通知させていただきます。別添の利用料金案内をご確認ください。（料金請求から支払いまでの詳細は契約書の「利用料金」を参照）

4. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所リハビリテーション計画」を作成します。なお、作成した「通所リハビリテーション計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「通所リハビリテーション計画」に基づいて行ないます。なお、「通所リハビリテーション計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 通所リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

5. 虐待の防止について

業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者(医師) 中島 八束
-------------	---------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
 (3) 苦情解決体制を整備しています。
 (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

6. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
 (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
 (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

8. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、下記にご記入いただいた連絡先に連絡します。

【事故発生時の連絡先】

ご家族等連絡先		主治医連絡先	
氏名		医療機関名	
続柄		主治医名	
電話番号		電話番号	

◇協力医療機関等

サービス利用中、利用者の状態が急変した場合等には速やかに東尼崎診療所で対応を行います。東尼崎診療所において対応が困難な場合は下記の医療機関に協力をいただき速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関	尼崎医療生協病院 尼崎市南武庫之荘 12-16-1 06-6436-1701
--------	---

9. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に伴って事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対して損害を賠償するものとします。当事業所が加入している損害保険は下記の通りです。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社	
保障の範囲	対人・対物共通限度額	5,000 万円
	管理下財物補償	100 万円
	人格権侵害	100 万円
	初期対応費用	1,000 万円
	経済損失	100 万円

利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

10. 心身の状況の把握

通所リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

11. 居宅介護支援事業所等との連携

- ① 通所リハビリテーションの提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

12. サービス提供などの記録

- ① 通所リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。複写物の交付については1枚10円の手数料をいただきます。

13. 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:(山口 幸一)
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 当事業所は年2回避難、救出その他必要な訓練を行います。

14. 衛生管理など

- ① 通所リハビリテーションの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

15. サービス提供に関する相談、苦情について

利用者、身元引受人又は利用者の親族は、事業者の提供する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に対しての要望又は苦情等について、担当者に申し出ることができます。

●当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当責任者	管理課長 山口 幸一		
苦情担当者	相談員 鍛冶 亮祐		
相談の方法	電話及びFAX、又は、面談		
電話番号	(06) 6488-2518	FAX番号	(06) 6488-5107
受付日	月曜から土曜(日曜日、国民の祝日、12月30日～1月3日は休業)		
受付時間	(月)～(金)9:00～17:00 (土)9:00～13:00		

担当者の変更をご希望の場合は、担当責任者が調整のうえ、適切な対応を行います。

●当事業所以外の相談・苦情窓口

尼崎市健康福祉局介護保険事業担当	〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1 TEL 06-6489-6143 FAX 06-6489-7505
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	〒650-0021 神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801 Tel(078)332-5617 Fax(078)332-5650

16. その他の事項について

●ご利用者さまのご都合で、利用予定日に休まれる場合はできるだけ早くご連絡ください。

連絡先: デイケア直通 06-4868-4610

●重要事項の変更について

重要事項の内容に変更があった場合は、書面にて交付し、口頭にて説明を行い、ご利用者もしくは身元引受人に同意の確認を行います。

●法人機関紙、施設内の写真掲示について (同意の確認)

法人で発行する機関紙や掲示物への写真・氏名の掲示・掲載について

(同意する ・ 同意しない)

東尼崎診療所で発行する機関紙や施設内への写真・氏名の掲示・掲載について

(同意する ・ 同意しない)

17. 重要事項説明の年月日等

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日 時
この重要事項説明書の説明場所	自宅 ・ ()

上記内容について、「尼崎市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	尼崎市南武庫之荘 11-12-1
	法人名	尼崎医療生活協同組合
	代表者名	理事長 大澤 芳清
	事業所名	東尼崎診療所 通所リハビリテーション
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

* 上記署名は((続柄))が代行しました。

身元引受人	住所	
	氏名	印
	利用者との関係	

立会人	住所	
	氏名	印
	利用者との関係	

* 上記、押印については直筆の署名をもって省略が可能です。